

◎小口支払基金条例

制 定 平 8 . 3 . 2 8 条 例 2

(設 置)

第1条 小口の物品購入代金、その他少額の経費の支払を円滑に行うため、小口支払基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、50,000円とする。

(施行の細目)

第3条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。